

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について

平素より幸手都市ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、2022 年 12 月 20 日(火)、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」
*¹に採択されました。*²

本事業への参画に伴い、これまで 2023 年 2～10 月検針分のガス・電気料金について値引きを実施もしくは公表しておりますが、政府の方針に基づき、11 月検針分以降もこれを延長し、引き続き値引きを実施することといたしました。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*¹：本事業の概要は経済産業省ホームページでご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

*²：幸手都市ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2022 年 12 月 28 日(水)に採択されております。

当社の運用内容

1. 値引き単価および適用月

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

ガス料金	2023 年 2 月～2023 年 9 月検針分まで : 1m ³ ご使用につき 30 円（税込み）
	2023 年 10 月～2024 年 1 月検針分まで : 1m ³ ご使用につき 15 円（税込み） ただし、法人向けの大口ご契約については 2023 年 8 月検針分まで 1m ³ ご使用につき 30 円（税込み）、2023 年 9～12 月検針分が 1m ³ ご使用につき 15 円（税込み）となります。
電気料金	当社の低圧電気をご契約のお客さま
	2023 年 2 月～2023 年 9 月検針分まで : 1kWh ご使用につき 7 円（税込み） 2023 年 10 月～2024 年 1 月検針分まで : 1kWh ご使用につき 3.5 円（税込み）

※上記の電気料金のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用。（例：9 月 1 日需給開始、9 月 10 日検針の場合、その電気料金には 3.5 円/kWh の値引きを適用。）

なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2023 年 2 月検針分は、2022 年 12 月末）に、当社または東京ガスホームページ^{*3}で公表する予定です。

*3：当社・東京ガスホームページ

・ ガス料金の調整単価

下記 URL の「ガス料金について－ガス料金単価表」（幸手都市ガスのホームページにリンクします）

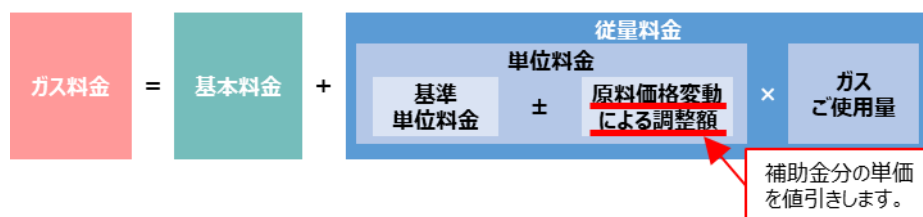
http://www.sattetg.co.jp/stg/ryoukin_folder/ippan01.html

・ 電気料金の調整単価

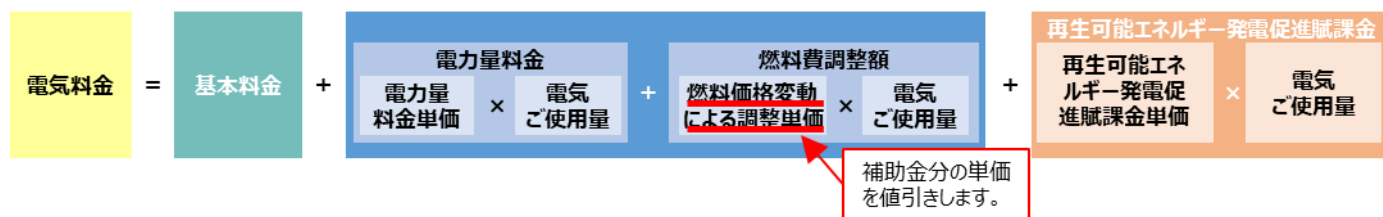
下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）

<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html#chousei>

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



2. 適用開始月

ガス料金・電気料金共に、2023年2月検針分より適用を開始*4いたします。なお、値引き単価および値引きの適用終了月も国の補助金事業に準じます。

*4：ガス料金のうち、法人向けの大口ご契約については、2022年12月下旬に確定する原料価格（11月分）が適用される「2023年1月末日の検針分」より値引きを適用します。

電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格（9～11月分）を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。

3. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りする検針票は、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載*5いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。

なお、国におけるモデルケース（ガス使用量 30m³/月、電気使用量 400kWh/月）の場合、2023年2月から9月検針分においては、ガス 900 円/月、電気 2,800 円/月の値引きとなり、2023年10月から2024年1月検針分においては、ガス 450 円/月、電気 1,400 円/月の値引きとなります。

*5：ガスは、「早収料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

電気は、「燃料費調整額」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

<検針票への記載イメージ>

【ガス】

**ご使用量のお知らせ(兼)
料金等口座振替済領収証**

お名前 幸手 太郎 様
住所 幸手1丁目99-99
料金番号 9999-9999-9999
供給地点特定番号 1830000999999999

ガスご使用量のお知らせ

2023年2月分 都市ガス(一般)
使用期間 1月15日～2月15日 (31日)
今回指針 1,340 m³
前回指針 1,310 m³
今回使用量 30 m³

ご請求予定金額(税込) 8,453 円
(内消費税等相当額 768 円)

請求金額内訳
早收料金 8,453 円

早收期限日 3月7日 口座振替予定日 2月28日

昨年 月分は 日間のご使用で です。

ガス料金等口座振替済領収証

2023年1月分 振替日 *月*日
領収金額 (内消費税等) * * * 円
* * * 円

領収金額内訳
上記料金等を口座振替により領収いたしました。

料金表 (税込)

適用区分(m ³)	基本料金(円/月)	単位料金(円/m ³)
0 ~ 20	847.00	261.43
* 21 ~ 80	1,320.00	237.78
81 ~ 200	2,200.00	226.78

* マークのある区分がお客様の適用料金となります

政府支援にてガス料金は30円/m³、電気料金は7円/kWh値引きされています。

検針日 2月15日 検針員 ○○
●この領収証で現金を領収することはありません。
●料金等の問い合わせ、転居のご連絡は下記をお願いいたします。

幸手都市ガス株式会社
幸手市大字上吉羽字天神74番地
TEL 42-4311

【電気】

**ご使用量のお知らせ(兼)
料金等口座振替済領収証**

お名前 幸手 太郎 様
住所 幸手1丁目99-99
料金番号 9999-9999-9999
供給地点特定番号 1830000999999999

電気ご使用量のお知らせ

2023年1月分 基本プラン(セット割)
使用期間 12月13日～1月12日 (31日)
今回指針 1,500 kWh
前回指針 1,100 kWh
今回使用量 400 kWh

ご請求予定金額(税込) 15,715 円
(内消費税等相当額 1,428 円)

請求金額内訳
基本料金 858.00 円
電力量料金 9,661.80 円
ガスセット割引額 -72.00 円
燃料費調整額 3,888.00 円
再エネ賦課金 1,380.00 円

口座振替予定日 2月28日

昨年 月分は 日間のご使用で です。

電気料金等口座振替済領収証

2023年1月分 振替日 *月*日
領収金額 (内消費税等) * * * 円
補助金分を値引きした金額を記載します。

領収金額内訳
上記料金等を口座振替により領収いたしました。

料金表 (税込)

基本料金 (円/月)	電力量(円/kWh)
858.00	120kWhまで 19.78
30.0A	120kWhを超え300kWhまで 25.29
	300kWhを超えたもの 27.36

幸手都市ガス株式会社は東京ガス株式会社の取次店です。
小売電気事業者：東京ガス株式会社/登録番号A0064

●この領収証で現金を領収することはありません。
●料金等の問い合わせ、転居のご連絡は下記をお願いいたします。

幸手都市ガス株式会社
幸手市大字上吉羽字天神74番地
TEL 42-4311

「①補助金による値引き単価」を記載します。

検針月をご確認
いただけます。

「②ご使用量」をご確
認いただけます。

補助金分を値引きした金額を
記載します。

「①補助金による値引き単価」を
記載します。

当社の電気を契約されている方は、
さらに右側の電気検針票が続きます。

※値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。

なお、ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。（値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、値引きが行われる月数は変わりません）

お客さまの検針月は、毎月の各検針票における「ガスご使用量のお知らせ」下の「〇〇年〇月分」及び「電気ご使用量のお知らせ」下の「〇〇年〇月分」よりご確認ください。

(例) ガス料金 2023 年 2 月検針分と電気料金 2023 年 1 月検針分の請求は 2023 年 2 月下旬の請求となりますが、その場合、
⇒2023 年 2 月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2023 年 3 月請求分（2 月検針分）以降、値引きが適用されます。

	2022年11月			12月			2023年1月			2月		
ガス												
電気												

4. 本事業に関するお問い合わせ先

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」（下記）へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く）

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客様が本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口「総務部」

0480-42-4311

□受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く）

以上